

## 川崎臨海部産業競争力強化促進補助金等交付要綱

### (通則)

第1条 川崎臨海部産業競争力強化促進補助金（以下「補助金」という。）及び川崎臨海部土地利用整序化奨励金（以下「奨励金」という。）（以下「補助金等」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号。以下「規則」という。）及びその他法令の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、川崎臨海部に長年立地する企業の生産機能の強化や製品の高度化等を図る事業及び土地利用の整序化等を図る事業に係る経費に対し、補助金等を交付することにより、市内経済をけん引する川崎臨海部の産業競争力の強化を促進することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 川崎臨海部 川崎区内における、産業道路以南の区域、多摩川リバーサイド地区及び都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域のうち羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域並びに浜川崎駅周辺地域で川崎臨海部産業競争力強化促進補助金等取扱要領（以下「要領」という。）に規定する区域をいう。
- (2) 製造業 日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業をいう。
- (3) 事業者 事業所を運営する法人、団体等をいう。

(4) 事業所 事務所、研究所、工場等が立地し、単一の経営主体の下、事業を行う一団の場所をいう。

(5) 事務所 営業の拠点となる実態を備えており、継続的に業務を行う施設をいう。

(6) 研究所 機械及び装置又はシステム等の技術開発及び素材や製品の開発を行うための試験研究、分析評価等を行う施設をいう。

(7) 工場 機械及び装置を設置して製造、加工等の業務を行う施設をいう。

(8) 設備投資等 次に掲げる行為をいう。

ア 事務所、研究所又は工場を新設し、増設し、又は更新する行為

イ 生産能力の増強、合理化又は製品の研究、開発等事業所を高機能化することを目的に、機械及び装置を新設し又は増設し若しくは更新する行為

ウ ア又はイの目的を達成するために、新たに土地を取得する行為

エ その他事業所の高機能化に資する行為で、市長が認めるもの

(9) 投下固定資産額 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産（要領で定めるものに限る。）の取得に要した費用をいう。

（対象事業）

第4条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、川崎臨海部における設備投資等のうち、次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

(1) 川崎臨海部で30年以上操業している事業者が行う設備投資等であること。

(2) 前号の事業者の事業内容が製造業であること。

- (3) 設備投資等に係る投下固定資産額が20億円以上であること。
- (4) 温室効果ガスの排出量の削減に寄与する設備投資等であること。
- (5) 令和8年3月31日までに第9条第1項に規定する交付の申請が行われていること。

2 奨励金の交付対象とする事業（以下「奨励対象事業」という。）は、次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 川崎臨海部において、2ヘクタール以上の土地を売却すること。
- (2) 前号の土地が売却後に製造業の用に供されること。
- (3) 第1号の土地を売却する者があらかじめ市と売却後の土地利用に関する協議を行うこと。
- (4) 第1号の土地に関する今後の利用計画が公表されていないこと。
- (5) 令和8年3月31日までに第10条第1項の規定による協議の開始の申出が行われていること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助対象事業の実施に要する投下固定資産額から、要領に定める費用の額を控除した額をいう。

2 前項の規定により難しい場合は、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金申請者」という。）は、市と別途協議を行うものとする。

（補助金の額及び補助率）

第6条 補助対象事業に係る補助金の額及び補助率は、次の各号に定めるところによる。ただし、補助金申請者が、この要綱以外の規定による本市の他の補助金等を補助対象経費の一部に充当した場合は、当該補助金等の額を控除

した額を補助対象経費とする。

(1) 補助金の額は、補助対象経費の3%に相当する額以内とする。ただし、研究所の設備投資等に係る補助金の額は、補助対象経費の5%に相当する額以内とする。

(2) 前号の額が5億円を超えるときは、補助金の額は5億円とする。

2 市長は、補助金を5年以内の期間に分割して予算の範囲内で交付することができる。

(奨励金の額)

第7条 奨励対象事業に係る奨励金の額は、土地を売却した日の属する年度の前年度の初日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度分の当該土地及び当該土地に存する家屋に係る固定資産税及び都市計画税の額に相当する額以内とする。

2 市長は、奨励金を予算の範囲内で交付することができる。

(事前相談)

第8条 事業者は、補助対象事業及び奨励対象事業の実施にあたり、市に事前相談することができる。

2 市は、補助対象事業及び奨励対象事業を推進するため、これらの事業の実現に向けた助言等を行うものとする。

(補助金の交付の申請等)

第9条 補助金申請者は、補助対象事業に係る設備投資等に着手する日の30日前までに、川崎臨海部産業競争力強化促進補助金交付申請書(第1号様式。以下「補助金交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない

い。

- 2 補助金申請者は、補助対象事業に係る設備投資等に着手したときは、当該着手の日から10日以内に川崎臨海部産業競争力強化促進補助金事業着手届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 補助金申請者は、第1項に規定する補助金交付申請書を市長に提出した後、第11条第1項に規定する交付の決定の前に、補助対象事業に係る設備投資等に着手するときは、事前に川崎臨海部産業競争力強化促進補助金事業事前着手届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 第11条第1項に規定する交付の決定の通知を受けた者（以下「補助金交付決定事業者」という。）は、補助対象事業に係る設備投資等を、要領で定める期間内に完了しなければならない。
- 5 補助金交付決定事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

（奨励金の交付の申請等）

第10条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「奨励金申請者」という。）は、第4条第2項第3号の規定による協議を行うにあたり、土地の売買契約を締結する日の60日前までに、川崎臨海部土地利用整序化奨励金協議開始申出書（第4号様式。以下「奨励金協議開始申出書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 奨励金申請者は、第4条第2項第1号の土地に係る売買契約を締結したときは、当該売買契約の日から10日以内に、川崎臨海部土地利用整序化奨励金協議終了申出書（第5号様式。以下「奨励金協議終了申出書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 3 奨励金申請者は、当該土地に新たに立地する事業者が、設備投資等に着手したときは、当該着手の日から10日以内に、川崎臨海部土地利用整序化奨励金事業着手届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 奨励金申請者は、第2項に規定する奨励金協議終了申出書を市長に提出した後、当該土地に新たに立地する事業者が、操業を開始するまでの期間に、奨励対象事業を変更、中止しようとする場合は、川崎臨海部土地利用整序化奨励金事業計画変更届出書・中止届出書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 奨励金申請者は、当該土地に新たに立地する事業者が、操業を開始したときは、当該開始の日から30日以内に、川崎臨海部土地利用整序化奨励金交付申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

- 第11条 市長は、補助金申請者から第9条第1項の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果について、川崎臨海部産業競争力強化促進補助金交付決定通知書（第9号様式）により補助金申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する審査に際し、必要があると認めるときは、補助金申請者に対し、必要な報告若しくは書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。この場合において、補助金申請者は、当該調査に協力しなければならない。
  - 3 市長は、第1項に規定する交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。
  - 4 市長は、第1項の規定による交付の決定及び第14条第2項に規定する変更等の承認について必要があると認めるときは、有識者等に意見を求めるこ

とができる。

(奨励金の交付の決定等)

第12条 市長は、奨励金申請者から第10条第2項に規定する申出書の提出があったときは、その内容を審査の上、川崎臨海部土地利用整序化奨励金協議終了通知書（第10号様式）により奨励金申請者に通知するものとする。

2 市長は、奨励金申請者から第10条第5項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、奨励金の交付の可否の決定及び奨励金の額の確定を行い、その結果について、川崎臨海部土地利用整序化奨励金交付決定通知書（第11号様式）により奨励金申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する審査に際し、必要があると認めるときは、奨励金申請者に対し、必要な報告若しくは書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。この場合において、奨励金申請者は、当該調査に協力しなければならない。

4 市長は、第2項に規定する交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

5 市長は、第2項の規定による交付の決定について、必要があると認めるときは、有識者等に意見を求めることができる。

(交付の条件)

第13条 補助金申請者又は奨励金申請者は、第9条第1項又は第10条第5項に規定する交付の申請をする日において、市税を滞納していないものとする。

2 補助金申請者は、補助対象事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（規

則第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。)による入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を取得しなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 1件の金額が100万円を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

3 補助金交付決定事業者は、第17条第1項の規定による補助金の額の確定の日(以下「補助金交付額確定日」という。)の属する年度の終了後から5年(以下「事業継続期間」という。)は、補助対象事業を継続しなければならない。

4 川崎市暴力団排除条例(平成24年3月19日条例第5号)第8条の規定に基づき、補助金申請者又は奨励金申請者若しくは第4条第2項第1号に規定する土地に新たに立地する事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金又は奨励金の交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

(補助対象事業の変更等の承認)

第14条 補助金申請者が第11条第1項の規定による交付の決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、川崎臨海部産業競争力強化促進補助金事業計画変更承認申請書・事業計画中止(廃止)承認申



請書（第 1 2 号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（1）補助対象事業の内容を変更（補助対象事業の目的及び能率に影響を及ぼさない範囲の細部の変更である場合は除く。）しようとするとき。

（2）補助対象事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

（3）補助対象事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、変更等の承認の可否を決定し、その結果について、川崎臨海部産業競争力強化促進補助金事業計画変更等承認通知書・不承認通知書（第 1 3 号様式）により、補助金申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第 1 5 条 補助金交付決定事業者又は第 1 2 条第 2 項に規定する交付の決定通知を受けた者（以下「奨励金交付決定事業者」という。）は、補助金又は奨励金の交付の申請を取り下げようとするときは、第 1 1 条第 1 項又は第 1 2 条第 2 項に規定する交付の決定の通知を受けた日から 3 0 日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 1 6 条 補助金交付決定事業者は、補助対象事業に係る工事が完了したときは、当該工事完了の日から 9 0 日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）川崎臨海部産業競争力強化促進補助金事業実績報告書（第 1 4 号様式）

（2）発注実績報告書（第 1 5 号様式）

(3) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第16号様式）

- 2 前項第2号に定める発注実績報告書については、補助対象経費のうち、1件の金額が100万円を超える支出となる案件について記載するものとし、第13条第2項の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。
- 3 補助金交付決定事業者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市競争入札参加資格者有資格者名簿に登載された地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助金交付決定事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 4 第1項第3号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第13条第2項ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

- 第17条 市長は、補助金交付決定事業者から前条に規定する報告を受けたときは、補助金の額の確定を行い、川崎臨海部産業競争力強化促進補助金交付額確定通知書（第17号様式）により補助金交付決定事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の確定にあたって、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(補助金の請求及び交付)

第18条 補助金交付決定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条第1項に規定する通知書を受理した後、速やかに川崎臨海部産業競争力強化促進補助金に係る補助金請求書(第18号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(奨励金の請求及び交付)

第19条 奨励金交付決定事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、第12条第2項に規定する通知書を受理した後、速やかに川崎臨海部土地利用整序化奨励金に係る奨励金請求書(第19号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく請求のあった日から30日以内に奨励金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し等)

第20条 市長は、補助金交付決定事業者が第14条第1項第2号の規定による事業の全部又は一部の中止若しくは廃止の申請を行った場合、又は補助金交付決定事業者若しくは奨励金交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、第11条第1項又は第12条第2項に規定する交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金又は奨励金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金若しくは奨励金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他

法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

- (4) 天災地変その他交付の決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業又は奨励対象事業の全部又は一部を継続することができなくなったとき。

- 2 市長は、前項に規定する交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金又は奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(状況報告等)

第21条 補助金交付決定事業者又は奨励金交付決定事業者は、市長から事業の実施状況について報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 補助金交付決定事業者は、補助対象事業の実施状況について、第11条第1項に規定する補助金の交付の決定の通知を受けた日の属する年度から事業継続期間が経過する日の属する年度の期間において、毎年度の終了時に川崎臨海部産業競争力強化促進補助金状況報告書（第20号様式）により市長に報告しなければならない。

- 3 市長は、必要があると認めるときは、補助金交付決定事業者又は奨励金交付決定事業者に対して調査を行うことができる。

- 4 補助金交付決定事業者又は奨励金交付決定事業者は、市長が補助金交付決定事業者又は奨励金交付決定事業者に対しアンケート又はヒアリング調査等を行うときは、当該調査及び資料の提出等に協力しなければならない。

(財産の処分及び管理)

第22条 補助金交付決定事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産について台帳を作成し、その保管状況を明らかにしなければならない。ただし、

事業継続期間を経過した場合は、この限りではない。

- 2 補助金交付決定事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産を処分しようとするときは、川崎臨海部産業競争力強化促進補助金取得財産処分承認申請書（第21号様式）により、市長の承認を受けなければならない。ただし、一台又は一基（通常一組又は一式をもって取引の単位とするものにあつては、一組又は一式）の取得価格が1千万円未満の機械及び装置を処分する場合又は事業継続期間を経過した場合は、この限りではない。
- 3 市長は、前項に規定する財産の処分があつたときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（書類の整備等）

第23条 補助金交付決定事業者は、補助対象経費に係る帳簿及び全ての証拠書類を、補助金交付額確定日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（雑則）

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。